

報告書構成案

1 検討の背景及び法改正の意義

※ 人口減少・高齢化の進展、単身・共働き世帯増加やプライバシー意識の高まりなど調査協力が得難くなっていること、A Iを始めとしたデジタル化の加速に関する公的統計の課題について、統計作成・提供面から記載

2 効率的・持続可能な統計作成への転換

※ 報告者負担軽減や調査員高齢化などへの対応、デジタル技術への対応のための統計作成の見直し

(1) 行政データの積極的活用

ア 統計作成機関に対する行政データ活用促進

- ・ 公的統計作成における行政データの積極的な活用の責務、その活用の推進を公的統計基本計画で定める事項として明示
- ・ 統計調査の承認基準の見直し（国の行政データとの重複確認）

イ 行政データ活用の対象拡大及び提供促進のための提供根拠の見直し

- ・ 国・地公体・独法等は、統計作成のときのみならず、統計的研究のときにも自らの保有データを利用し、又は他の機関にデータ提供依頼を行えることとする
- ※ 現行は、府省が他の府省に統計作成のための提供の求めが行えるのみ。また、府省から地公体・独法等へのデータの求めは、基幹統計作成の場合に限定
- ・ 基幹統計作成の場合に、特段の支障がない場合に提供の求めに応ずることや手続を規定

ウ 提供データの情報管理の徹底

- ・ 提供データの個人・法人の特定目的利用の禁止、地公体・独法等の行政データ提供後の情報管理

(2) 民間データの活用の推進

ア 民間データ活用の対象拡大及び提供促進のための提供根拠の見直し

- ・ 基幹統計または基幹統計に準ずる統計作成のための資料協力の求めを、基幹統計調査の名簿作成や基幹統計検討時の統計作成に拡大

イ 提供データの情報管理の徹底

- ・ 民間データの提供後の情報管理、個人・法人の特定目的利用の禁止

(3) 経済統計の基盤整備

ア 経済センサスの法定化

- ・ 「経済構造統計」、「経済センサス活動調査」等を規定、調査票情報を事業所母集団データベースに活用

イ 事業所母集団データベースの精度向上

- ・ 事業所母集団データベースの整備のため報告の求めを新設し、求めに対する応諾義務を付与

(4) 高品質で効率的な統計作成の推進

ア A I等のデジタル技術の活用の推進

- ・ 公的統計作成におけるデジタル技術の活用に努める責務、その活用の推進を公的統計基本計画で定める事項として明示（※ 記載内容の具体例 オンライン調査の推進方針やA Iのモデル業務の事例・注意点）

イ 調査員調査の抑制

- ・ 基本的な考え方：法律改正により行政・民間データやデジタル技術の活用を最大限に進め、統計ニーズや報告者負担の面も勘案して、調査員調査を必要最小限に抑制
- ・ （運用事項）公的統計基本計画等において、研究会で示した判断要素に基づいた調査員調査の見直し方針や手順を策定。PDCAサイクルや承認審査も活用

ウ マンション管理組合等からの協力

- ・ 民間データの情報提供・情報管理規定等の整備による管理組合等からの情報提供
- ・ （運用事項）協力に係る関連規定に基づく「協力内容」、「禁止事項」などの整理、関係者への周知

3 ユーザー視点による統計データの提供

※ AI などデジタル技術への対応や詳細な分析を可能とする公的統計の提供、適切な利用に資する品質情報の提供

(1) データリンケージ基盤である事業所IDの導入

- ・ 事業所母集団データベースにおいて、事業所IDを収録、各調査票情報に事業所IDを記録・管理
- ・ 調査票情報の二次的利用において、事業所IDも提供の対象
- ・ (運用事項) 事業所IDを用いた統計・行政データとの連携の推進、事業所母集団データベースの整備

(2) 事業所母集団データベースの活用拡大

- ・ 調査票情報の提供と同様に、利用者の範囲に公益性のある研究者等を追加し、統計的研究にも利用拡大

(3) 利用しやすく安全な統計マイクロデータの提供

ア 「公開匿名データ(仮称)」制度の創設

- ・ 匿名データのうち、事実と異なるデータを加えた「攪乱的手法」を施したものを、利用目的の制限のない形で提供を可能とする(※ 従来の匿名データにおける攪乱的手法を否定しない)。
- ・ (運用事項) 適正管理や手数料は課さないものの識別禁止を課すなどのため、一定の提供手続

イ 匿名データの識別禁止

ウ 安全・安心な調査票情報の利活用の推進

- ・ 調査票情報における識別性のある情報の提供の制限
- ・ セキュリティ確保のため、リモートアクセス方式を想定した費用負担
- ・ (運用事項) 調査票情報の活用における公益性に係る審査手続の簡素化等
- ・ (運用事項) 情報提供手段におけるDVDの抑制

エ 統計調査等に用いられた行政データ等の二次的利用制度の創設

- ・ データ保有者との協議による統計調査等に用いられた行政・民間データの提供制度

オ 大規模災害時の調査対象名簿の提供

- ・ 大規模災害時の安否確認等のために、他の手段がない場合に統計調査の対象名簿の提供を可能とする

(4) AI などデジタル技術に対応した統計データの提供・品質の確保

- ・ 行政機関等に対して、機械判読に適した公的統計とその品質情報の提供に努める責務、これらを公的統計基本計画で定める事項として明示
- ・ 総務大臣による、機械可読(データ形式、記述方法、メタデータ等)や品質表示の統計基準策定と、統計のe-stat掲載の指針策定
- ・ (運用事項) 「ダッシュボード」等の可視化ツールについて、公的統計基本計画等に記載

4 その他の環境整備

- ・ 総務大臣は、行政機関等の公的統計の作成及び提供の支援を講ずる
- ・ 総務大臣は、公的統計の内容や調査票情報の活用窓口等の提供について必要な措置を講ずる
- ・ (運用事項) 総務大臣は、上記の支援工程を策定
- ・ 関係する所要の規定の整理

5 終わりに～今後の検討に向けて

- ・ 調査員調査の見直しや統計データの公表の見直しなどについて具体化のため公的統計基本計画等の検討
- ・ 統計法は数年に1度の見直しの検討が必要(例えば、国勢調査の今後の見直しの具体化を反映)